



## 2018@GoodOldaysスポーツラン

### (ボトムリンククラス)参加規定

本イベントはヒストリックマシンファンのためのイベントです。

参加する皆様にイベントお楽しみいただくため、必ず以下に記載された規定をお読みいただき、理解および了承いただいた上で安全に留意してご参加ください。

#### ●参加料金

TRMC-S/SMSCライセンス所持者は除き、ご参加いただく場合、MS暫定共済会への加入が義務となります。

※使用ピットについては後日事務局よりご案内させていただきます。

イベント名	参加料金
スポーツラン	13,400円/台
スポーツラン(2台目以降)	6,700円/台
タイム計測器	1,000/個
(非会員)MS暫定共済会費 ※1	7,000円/名(非課税)

※午前は西コース、午後はフルコースでの走行となります。

※場合によっては午後の走行が押し掛けスタートになる場合があります。

#### ●申込期間

**2018年3月10日(土)～4月13日(金)※当日消印有効**

書類受理後、当日のタイムスケジュール・走行クラス・車両ゼッケンについて4月21日頃にご案内予定です。

#### ●申込方法および申込先

参加申込用紙に必要事項を漏れなく記入の上、参加料金を同封し現金書留にて事務局までお申送ください。

##### 【申込先】

株式会社モビリティランドツインリンクもてぎ  
モータースポーツ課2018@Good Oldays事務局  
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1  
TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

## 第1条 出場車両

参加車両は、原則として1964年までに生産された、ボトムリンク式懸架装置を持つ排気量100cc以下のモーターサイクルに限ります。ただし同型式のまま継続生産されたモデルに関しては、主催者の判断により参加の可否を判断します。可否の判断は、エントリー前に必ず事務局の裁定を仰いでください。

## 第2条 エンジン

エンジンのボアアップ等による排気量増減は可能ですが、変更後の排気量での該当クラスに出場することが出場の条件となります。出場クラスの判断は、エントリー前に必ず事務局の裁定を仰いでください。気筒数のオリジナルからの変更は一切認めません。

### ■弁機構

弁機構オリジナル構造からの変更を一切禁止します。

### ■付則

エンジンの外観を著しく変える改造は一切禁止します。その判断は事務局の権限により可否が決定されます。

### ■キャブレター

フラットスライド式キャブレターの使用は一切認めません。N50クラスは口径20mmまで。

### ■トランスミッション

C50、C115等のT/Mを使用した改造車両はモディファイドクラスになります。

### ■冷却装置

その車両の生産時の機構に準じる(空冷車両の水冷化の禁止)。オイルクーラーの取り付けは可。

### ■キックスターター

ノーマルクラス参加車両は、キックスターターの取り外しは不可とします。ただしホンダC102初期型のセルモーター付きの車両は、メーカー出荷時よりキックスターターが無いため、例外とします。

## 第3条 クラッチ

乾式、湿式ともに、外部にオイルが漏れる機構は認めません。

## 第4条 フレーム

原則として、オリジナルから逸脱したフレームの使用は認めません。可否の判断は、エントリー前に必ず事務局の裁定を仰いでください。

スタンドは、センタースタンド、サイドスタンド共に外すこととします。

## 第5条 リアスイングアーム・サスペンション

スイングアームの形状は、原則としてオリジナルのもの以外認めません。角断面、楕円断面チューブ、テーパードタイプの場合はオリジナルに使用されている同一材質・形状の場合のみ認めます。リザーバー別体型リアショックユニットの使用は認めません。

## 第6条 フロントフォーク

ボトムリンクに限定します(内部ダンパー、スプリングの改造は可)。テレスコピックフォークは使用不可です。

## 第7条 ブレーキ

必ず前後ともに操作系統が独立したドラムブレーキを装着しなければなりません。ディスクブレーキの装着は禁止します。

## 第8条 ハンドルバー

ハンドルバーの左右両端の幅は400mm以上でなければなりません。また切れ角は左右それぞれ20度以上とします。グリップ及びレバーは、フェアリング等とのクリアランスを20mm以上確保しなければなりません。またハンドルバーと燃料タンクのクリアランスは、30mm以上確保してなければなりません。

## 第9条 クラッチ・ブレーキレバー

クラッチ・ブレーキの各レバー端部は、球状でなければなりません。

## 第10条 フートレスト・ペダル

フートレスト及びフートペダル類の先端は、直径20mm以上、半径8mm以上に丸められていなければなりません。もしくは、ゴム類でカバーされていなければなりません。

## 第11条 リム・ホイール

すべての車両は、前後スポークホイールを装備しなければなりません。キャストホイール装着は禁止します。

リム径は最大18インチで、これ以外のリムはオリジナルサイズでない限り認めません。

リム幅に最大WM1(1.60)で、これ以外のリムはオリジナルサイズでない限り認めません。

リム径は最小15インチ、リムの材質はアルミ、スチールに限定します。

## 第12条 タイヤ

一般に市販されている公道用オンロード・バイアスタイヤのみ使用を認めます。ただしクラシックレース専用に関発・販売されている溝付きレーシングタイヤ(バイアス)については使用を認めます。

## 第13条 燃料タンク

原則として、スチール製、アルミ合金製、のみ使用を認めます。FRPの場合に限り、内部に防爆材を完全に充填することを前提に使用を認めます。燃料タンクにブリーザーホースのある場合は、ブリーザーホースにワンウェイバルブを装着し250cc以上の容量のキャッチタンクに配管しなければなりません。

#### **第14条 オイルキャッチタンク**

すべての車両は、その排気量より容量の多いオイルキャッチタンクを取り付けなければなりません。またキャッチタンクにはなるべくドレンボルトを取り付けてください。

オイルキャッチタンクからの排出側ブリーザーホースは、必ずキャブレター吸気側に向けて取り付けてください。オイルフィルターキャップ等の改造によりブリーザーをつける場合は必須です。ノーマルブリーザー車については今回は適用しませんが今後の開催サーキットによっては義務化されている場所もありますので、今後取り付けが義務化される可能性もあります。

ガソリンキャッチタンクは全車両装着を義務とします。

#### **第15条 オイルアンダートレー**

2ストローク車以外の車両は、オイルアンダートレーをエンジン下部に装着してください。オイルアンダートレーは、エンジンオイル容量の、半分の容量を保持できる構造でなければなりません。雨天時の対策として、ドレンボルトを設けて下さい。

#### **第16条 ワイヤリング**

事務局が指示した必須ワイヤリング箇所には、必ずワイヤリングを実施して下さい。インスペクションキャップなどワイヤリングを施すことが難しい箇所については、ガムテープ等で固定して下さい。

必須

- ・ ドレンボルト
- ・ マフラーボルト
- ・ エキゾーストフランジボルト
- ・ アクスルシャフト(フロント、リア)
- ・ スイングアームピボット
- ・ オイルフィルターキャップ
- ・ ブレーキトルクロッド(フロント、リア)

C100、C105等のキャブレターフロート別体モデルはフロートのロックネジの取り付けを義務とします。

ワイヤリングボルトを取り付けて下さい。

#### **第17条 スプロケットガード**

リアスプロケットとドライブチェーン間の巻き込みを防止するための、フロント及びリアスプロケットガードを装着してください。

排気管等の構造上、リアスプロケットとドライブチェーンの間に巻き込みが発生する可能性がない場合は、スプロケットガードは不要です。

## 第18条 フェアリング

フェアリングを装着する場合は、以下の条件を必ず満たして下さい。

- ・ 前輪は明瞭に左右両側から目視できること。
- ・ フェアリングの前後長は、前輪アクスル上の垂線の50cm前方から後輪アクスル上の垂線の間になければならない。
- ・ フェアリングの最低地上高は100mm以上を確保。
- ・ ライダー乗車状態で、両前腕部以外は、上方、後方、両側面から見えないといけない。
- ・ ライダーのヘルメットとフェアリング(スクリーン含む)の間は、100mm以上確保。
- ・ 後方に面しているフェアリングのいかなる部分も、先端部が角のない球状であること。
- ・ フェアリング前面のゼッケン部は、傾斜角度30度以内でなければならない。
- ・ 後輪は、後輪の垂線の後部円周180度に渡って見えなければならない。
- ・ ビキニカウルの使用禁止

## 第19条 フェンダー

タイヤ外周100度以上に渡って覆う、前輪フェンダーは全車取り付けなければなりません。

オリジナルで前輪フェンダーを装備していないフェアリング装着車両については、この規則は適用しません。

## 第20条 車両から取り外すもの

以下の部品は必ず取り外さなければなりません。

- ・ ヘッドライト、テールランプ、ウインカー等の灯火類
- ・ バックミラー
- ・ センター、サイドスタンド
- ・ 公道用ナンバープレート
- ・ バンパー等のガード類

## 第21条 使用禁止部品等

以下のものの使用は禁止します。

- ・ ターボチャージャー・スーパーチャージャーなど過給器の使用。
- ・ 前後アクスルシャフトへの軽合金の使用。
- ・ メタノール等アルコール燃料の使用。

## 第22条 危険防止

自他に危険を及ぼす改造は一切禁止します。車両検査において競技役員が危険と判断した車両は、出走を取り消します。

## 第23条 車両規則の変更

本規定は事務局からの事前告知により変更されることもあります。

#### **第24条 ゼッケンプレート**

主催者によって決められたゼッケン番号を付けなければなりません。なお、各プレートは、楕円、または長方形の角のない危険のないもの(縦15cm、横20cm以上)でなければなりません。数字は必ず算用数字を使用し、見やすく明確なものでなくてはなりません。プレート・数字ともに、蛍光色の使用は認めません。

#### **第25条 装備品**

ヘルメットはフルフェイスヘルメットとします。

ウエアは上下とも革製とします。脊椎パッドの装着が義務づけられます。

靴は紐のない革製ブーツとします。

以上